

111 誌上発表

医業類似行為者について

清野 充典

順天堂大学医学部医史学研究室

【はじめに】我が国では、明治七年八月十八日に医制が発布され、「医業」に従事する者が初めて法の下で管理されることになった。平成二十四年度現在、医業を行いつつ開業権を持つ国家資格者は、医師・歯科医師・はり師・きゅう師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師である。この間、「医業類似行為者」という登録制度があった。「医業類似行為者」について述べる。

【本文】「医業類似行為者」とは、昭和二十二年に日本国憲法が発令され、従来の取り締まり規則が昭和二十二年末に効力を失うことに伴い、昭和二十三年一月一日から始まった制度で、昭和三十九年までの間に、「医業類似行為」をするための登録を行った人のことを指す。「医業類似行為」とは、人体に効果があると思われる「手技、電気、光線、刺戟、温熱療法」の5つの行為である。この登録制度は、戦前に療術行為等として生計を立てていた人達の救済目的として行われた。登録者は、14,700人であった。これらの人達に対し、国は指圧師という免許を創設し、一定の教育をした後の国家試験受験を推奨した。戦地の残留者を考慮し、登録受付を昭和三十八年十二月末日までとしたが、指圧師の国家資格を取得した人は2,500名であった。指圧師を取得しなかった登録者に対しては、一代に限り、医業類似行為を認めることとし、登録者を「医業類似行為者」とした。それに伴い、昭和三十九年に「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等に関する法律」に改正し、指圧師をあん摩師の中に組み入れ、あん摩マッサージ指圧師という資格を創設した。また、この法律名の中にある「等」は「医業類似行為者」のことを意味するものであるが、「医業類似行為」を法律で規定することにより、「医業類似行為者」の生活を保護したと言える。この法律は、柔道整復師法が単独となったため、現在は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」となっている。「医業類似行為」については、昭和三十七年三月から昭和三十八年十二月まで一年十カ月の間、中央審議会の間で21回におよび慎重な審議が行われ、医業類似行為者の処遇には次のような結論が出されている。「原則的には、従来通り医業類似行為を禁止するが、電気、光線、刺戟、温熱療法については、厚生大臣の定める器具、器械を用いて施術を業とすることを認める。この場合において、施術所及び施術者は都道府県知事の許可制とする。また手技関係については、保健あん摩師または医療マッサージ師に転換する途を講ずる。なお、届出既得権者のある程度尊重する。」。解釈すると、人体に効果があると思われる「手技、電気、光線、刺戟、温熱療法」の5つの「医業類似行為」に対し、届出をしたものは営業を認めるが、「手技」に関しては、あん摩マッサージ指圧師の資格試験を受けることが望ましいということである。ここでいう5つの「医業類似行為」は、323種類に及んでいる。

【結語】平成二年に、東洋療法試験財団が設立されたことにより、全国の都道府県より医業類似行為者の名簿が一括管理され、昭和三十九年まで別々の資格だったあん摩師、マッサージ師、指圧師やあん摩マッサージ指圧師とともに、「医業類似行為者」にもあん摩マッサージ指圧師の免許証を交付した。これにより、戦前より続いた「医業類似行為者」は制度上消失した。平成五年より、東洋療法試験財団が国家試験を担当することとなり、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師は、国家資格として、厚生労働省より免許の交付を受けているが、「医業類似行為者」及び「医業類似行為」については、未だ国民、医業従事者及び地方公共団体間の解釈において、乖離がある。現在の日本において、「医業類似行為者」は存在しないと言うことを結びとしたい。